

六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。
 9 特許法施行規則第六十七条（特許証の再交付）の規定は、意匠登録証の再交付に準用する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

別表（第八条関係）

一	一組の食品セット
二	一組の嗜好品セット
三	一組の衣服セット
四	一組の身の回り品セット
五	一組の美容用具セット
六	一組の繊維製品セット
七	一組の室内装飾品セット
八	一組の清掃用具セット
九	一組の洗濯用具セット
十	一組の保健衛生用品セット
十一	一組の飲食用容器セット
十二	一組の調理器具セット
十三	一組の飲食用具セット
十四	一組の慶弔用品セット
十五	一組の照明機器セット
十六	一組の空調機器セット
十七	一組の厨房設備用品セット
十八	一組の衛生設備用品セット
十九	一組の整理用品セット
二十	一組の家具セット
二十一	一組のペット用品セット
二十二	一組の遊戯娯楽用品セット
二十三	一組の運動競技用品セット

二十四	一組の楽器セット
二十五	一組の教習具セット
二十六	一組の事務用品セット
二十七	一組の販売用品セット
二十八	一組の運搬機器セット
二十九	一組の運輸機器セット
三十	一組の電子情報処理機器セット
三十一	一組の電気・電子機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用品セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

備考

一 建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には「一組の建築物」と記載する。

別表(第八条関係)

二 物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には当該物品が属する組物の意匠を記載する。